

## 秋 田駒ヶ岳山開き 参加者募集

【問合せ】観光課  
(中町庁舎) ☎(43)3352

夏山シーズンをひかえ、登山者の安全を祈願するため、岩手県雫石町と合同で山開きを開催します。式典終了後、記念登山を実施し、駒ヶ岳(男岳)頂上で雫石町と交歓会、下山後は、合同の交流会を開催します。参加を希望される方は、5月20日(月)までに観光課へお申し込みください。

●日時/6月1日(日) ▼9時・市役所田沢湖庁舎出発 ▼10時10分・神事 ▼10時40分・記念登山出発 (天候により中止の場合があります) ▼12時・男岳頂上で雫石町

と交歓会 ▼13時・駒ヶ岳八合目へ下山(下山後、仙北市を会場に合同交流会)

※当日、送迎バスを運行します。(市役所田沢湖庁舎)駒ヶ岳八合目間(八合目に下山の方はあわせてお申し込みください)。

●式典会場/駒ヶ岳八合目登山口

※山開き、記念登山への参加は無料ですが、下山後の合同交流会に参加される方は、別途会費(3000円)をご負担いただきます。当日キャンセルの場合は、キャンセル料が発生します。

※記念登山に参加される方は、各自で保険に加入していただくようお願いいたします。

## 田 沢湖玉川地区の 国有林への入林禁止措置について

【問合せ】秋田森林管理署  
農林整備課(西木庁舎) ☎(43)2207

秋田森林管理署および仙北市では、田沢湖玉川地区の国有林でツキノワグマによるとみられる被害が一昨年より発生している状況を踏まえ、秋田県や警察などの関係機関と検討・調整した結果、昨年に引き続き、下記のとおりに入林禁止措置を取ります。

山菜採りなどで入林を予定されていた皆さまにはご迷惑をおかけしますが、昨々までの痛ましい事故を踏

まえての措置となりますことについてご理解のほどよろしくお願ひします。

●期間/この春の雪解けから秋の降雪までの期間

●措置/

①国道341号沿いからの入林規制をするため規制線や看板の設置

②当該地区国有林に接続する林道入口に進入禁止のゲートを設置

### サルに注意!

仙北市内でサルの目撃情報  
が寄せられています。  
襲われる危険性があるため、  
絶対近づかないでください。



【問合せ】農林整備課(西木庁舎)  
☎(43)2207

## 疲労ストレス測定器による温泉入浴効果の 体感およびお楽しみ抽選会について

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

温泉入浴効果を検証し、市民の健康増進、健康寿命の延伸を図るため、市内4か所の温泉施設に「疲労ストレス測定器」を設置して、入浴効果の測定調査を行っています。

この測定器は、頭・両肩・胸の交感神経と副交感神経の活動から、心と体のバランスをみることで、健康ワンポイントアドバイスが受けられるものです。

多くの皆さまから測定調査にご協力いただき、ご自身の健康づくりに役立てていただけるよう、保健師による健康アドバイスとお楽しみ抽選会を実施します。今年度は6月、9月、12月、3月に各温泉施設で行います。詳しい日時は実施月の広報であります。結果票を保管しておいてください。

●疲労ストレス測定器の設置場所/

▶市民浴場 東風の湯 ▶西木温泉ふれあいプラザ オリオン ▶角館温泉花葉館 ▶アルパこまくさ



## マイカー乗り入れ 規制のお知らせ

【問合せ】仙北市田沢湖観光情報センター  
「フォレイク」(田沢湖生保内) ☎(43)2111

混雑解消と自然環境保護のため、駒ヶ岳登山口(かもしか駐車場分岐点)から駒ヶ岳八合目までの区間で、マイカーの乗り入れが規制されます。規制実施日は、マイカーでの進入ができませんので、ご協力をお願いします。

●規制期間/6月1日〜10月31日までの土、日、祝日と、6月21日〜8月19日までの平日

●規制時間/5時30分〜17時30分

※八合目駐車場の状況により、規制時間前でも乗り入れを規制する場合があります。

●規制対象/全車両。ただし、バス(乗車定員11人以上のマイクロバスを含む)、タクシー、ハイヤー、許可車両は除きます。

※ホイールベース5.5以上の大型車両は通行できません。

※規制対象以外の車両は、定期バスに続いて通行してください。

●代替バス/規制実施日に、高原油泉と駒ヶ岳八合目間に定期バスを運行します。「アルパこまくさ」がマイカー規制のバスの乗車場所となります。

## 夜間納税窓口を 開設します

【問合せ】収納推進課 収納推進係  
(田沢湖庁舎) ☎(43)1123

日中、仕事などで市税および各種料金などを納めることができない方のために夜間納税窓口を開設します(各種料金については、納付書持参を原則とするため、納付書を持参していない場合はお受け取りできませんのでご注意ください)。

また、諸事情により市税などを納めることが困難な方のために納税相談窓口もあわせて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

●日時/5月31日(金) 17時15分〜19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

●場所/収納推進課、税務課、角館・西木地域センター(正面玄関からお入りください)

※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課地域センターにご相談ください。

## 企業の育成、雇用の確保 応援制度(その1)

【問合せ】商工課  
(中町庁舎) ☎(43)3351

中小企業の起業・新分野進出・事業拡張を支援します

【中小企業活性化支援事業補助金】

中小企業の起業、新分野進出、事業拡張に最高150万円まで補助します。

●対象経費/設備整備、機械購入など

●交付要件/

▶事業主、代表者が市内に居住していること

▶市内に本店または主たる事業所、工場があること

▶事業に着手する前の申請であること

▶農林漁業・金融保険業・医療福祉・一部のサービス業以外の業種であること

▶納期に税金などを完納していること

▶前年度において中小企業活性化支援事業補助金を利用していないこと

※前年度以前に利用の場合は可

▶補助対象経費が税抜きで50万円以上であることなど

●交付額/起業、新分野進出、事業拡張とも補助対象事業費の3分の1で150万円限度

【問合せ】雇用創出助成金(企業向け)

市内企業の新規雇用に1人あたり最高30万円助成します。

●対象者/平成31年3月31日までに採用された方を対象

●交付要件/満65歳未満、雇用日から継続して市内に居住、派遣以外、雇用保険加入、社会保険加入、ハローワークを通じた雇用、6か月以内に会社都合の離職者なし、期間の定めのない雇用(試用期間がある場合は3か月以内であれば対象)など

●交付額/一般 15万円 ▼新卒 30万円

●申請手続き/期間の定めのない雇用をした日から6か月経過した日から3か月以内

## 仙北市ふるさと就職応援金(個人申請)

市内事業所に就職した新規卒卒者に対して5万円を交付します。

●対象者/市内に居住し、高校・大学・専門学校などを卒業し、1年

## 市 営住宅の入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係  
(西木庁舎) ☎ (43) 2295

### ● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
菅沢住宅 2-17 (築 42 年)	角館町菅沢 46-2	3DK	3階建 3階	15,100円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 2-24 (築 42 年)	角館町菅沢 46-2	2LK	3階建 3階	15,100円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 3-35 (築 41 年)	角館町菅沢 42-61	2LK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 4-51 (築 41 年)	角館町菅沢 42-61	2LK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 5-66 (築 40 年)	角館町菅沢 46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 6-77 (築 40 年)	角館町菅沢 46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
公園南団地 1-4 (築 35 年)	田沢湖生保内字武蔵野 105-895	2LDK	3階建 1階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
公園南団地 3-2 (築 35 年)	田沢湖生保内字武蔵野 105-895	2LDK	3階建 3階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
公園南団地 3-4 (築 35 年)	田沢湖生保内字武蔵野 105-895	2LDK	3階建 3階	21,100円から (所得額による)	駐車場あり
松葉住宅 東 201 (築 16 年)	西木町榎木内字松葉 278-2	2LDK	2階建 2階	35,000円	駐車場あり (駐車料金あり)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。  
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(F F 式など)または電気ストーブを使用。  
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間 / 5月16日(木)～27日(月)
- 入居資格 / 次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
  - ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)。
  - ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下。
  - ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない方。
  - ④ 市税を滞納していない方。
  - ⑤ 暴力団員でないこと。
- 単身入居の場合には条件があります(お問い合わせください)(昭和34年4月1日以前に生まれた方は申込可能など)。
- 市外在住の方でも入居可能です。
- 松葉住宅の月額家賃については定額となります。
- 申込方法 / 申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 提出先・申込書設置場所 / 建設課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター

- 添付書類 /
  - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各一通(学生は除く)
  - ② 入居希望者全員の平成30年度市県民税課税証明書各一通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
  - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本一通(省略事項のないもの・婚姻予定者などは各一通)
  - ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書一通
  - ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本一通(単身であることが確認できるもの)
  - ⑥ その他特別な事由の書類
- 選考方法 / 応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込によるくじ引き)を行います。
- 抽選日時 / 6月5日(水) 14時
- 抽選場所 / 西木総合開発センター2階 農林研修室(西木庁舎)
- 入居時期 / 6月14日(金)～

## 非 自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減制度のお知らせ

【問合せ】税務課 市民税係(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1117

### 倒産や解雇などにより 離職された方へ

国民健康保険には、倒産や解雇により離職されたなど一定の要件を満たす方について、国民健康保険税の算定に用いる所得のうち、給与所得を100分の30に減額して負担を軽減する制度があります。対象となるのは離職した本人のみで、給与所得以外は軽減されません。

- 対象となる方 / 次の全ての条件を満たす方が対象となります。
- ① 平成21年3月31日以降に離職された方
- ② 離職日時点で65歳未満の方
- ③ 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇)

## Q & A

### Q 軽減期間中に就職して社会保険に入ったときはどうなりますか?

A 職場の健康保険に加入した場合は軽減措置は終了します。なお、職場の健康保険に加入したときは国保を抜ける手続きが必要です。必要なものを持参して市民生活課(角館庁舎)、田沢湖・西木地域センター、各出張所で手続きをお願いします。

### Q 軽減期間中に就職して社会保険に入りましたが、また失業して国保に加入した場合の軽減措置はどうなりますか?

A 再離職などによって国保に再加入したときがまだ軽減期間内であれば、残りの軽減期間に係る国民健康保険税が軽減されます。軽減期間の満了後に国保に再加入した場合はこの軽減措置は適用されません。ただし、再離職の際に新たな雇用保険受給資格が発生した場合は軽減期間の再判定がされますので、国保加入手続きの際に雇用保険受給資格者証をご提示ください。

### Q 軽減期間中に他市町村に転出して、転出先で国保に加入したときは軽減措置は続くのですか?

A 転出先の国保においても国民健康保険税の軽減措置の対象となりますが、転出先の市町村で新たに国保に加入する際に、雇用保険受給資格者証をご提示ください。

- 雇用などによる離職(または特定理由離職者(雇用期間満了などによる離職))
- 特定受給資格者または特定理由離職者(雇用保険受給資格者証中、離職理由の番号(コード)で確認できます)
  - ◎ 特定受給資格者理由コード: 11, 12, 21, 22, 31, 32
  - ◎ 特定理由離職者理由コード: 23, 33, 34
- 雇用保険受給資格者証はハローワークで発行しています。
- 雇用保険受給資格者証に右記の理由コード番号が記載されている方が対象となります。ただし、雇用保険の特例受給資格者(短期雇用の離職に対する一時金の給付を受ける人)と高齢受給資格者(65歳以上の離職に対する一時金の給

- 付を受ける人)は、軽減措置の対象とはなりませんので確認の際に留意ください(特例受給資格者の資格者証の右上には「特」が記載されています)。
- 特、高齢受給資格者の資格者証の右上には「高」が記載されています)。
- 届出に必要なもの /
  - ① 雇用保険受給資格者証(紛失・滅失された方は、ハローワークで再交付を受けてください)
  - ② 失業者本人の国民健康保険被保険者証
  - ③ 世帯主の印鑑(認め印でも可、届出者が世帯主となるため)
- 軽減適用期間 / 離職の翌日の属する月からこの月の属する年度の翌年度末までの期間です。

離職日	軽減対象年度(最大)
平成25年3月31日～平成26年3月30日	平成26年度
平成26年3月31日～平成27年3月30日	平成26年度・平成27年度
平成27年3月31日～平成28年3月30日	平成27年度・平成28年度
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成28年度・平成29年度
平成29年3月31日～平成30年3月30日	平成29年度・平成30年度
平成30年3月31日～平成31年3月30日	平成30年度・平成31年度
平成31年3月31日～令和2年3月30日	平成31年度・令和2年度

※届出が遅れても遡って軽減を受けることができず、保険税は5年以上遡って減額変更できないためご注意ください。